

議会運営委員会

令和7年11月25日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
伴 吉晴
奥村 容子
中川 議長

○溝部真紀子
嶋田 善行

齋藤 文夫
井上 卓也

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 福田 善行 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 井上委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、井上委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和7年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程については、9月22日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、12月1日（月）から12月18日（木）までの18日間の会期日程で決定したいと思ひますが、これにご異議ございませぬか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和7年第5回斑鳩町議会定例会は、12月1日（月）から12月18日（木）までの会期18日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1. 議席の指定です。11月14日の全員協議会において議長からご説明いただいたとおり、議席の指定について、斑鳩町議会会議規則第4条第2項で、「一般選挙後に新たに選挙された議員の議席は、議長が定める」と規定されており、また、先例と慣例において「補欠議員等の議席は、議会運営委員会に諮って議長が定める」となっております。

そのことから、本日の議会運営委員会で諮り、初日に議長から指定いただ

くこととなりますが、全員協議会で議長からご確認いただいたとおり、坂口議員の議席番号は6番でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、議席番号6番で議長から指定をしていただくこととします。

次に、日程2. 会議録署名議員の指名、日程3. 会期の決定をします。

次に、日程4、日程5は、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

なお、閉会中の建設常任委員会は開催されませんでしたので、初日の委員長報告はありません。

次に、町長選挙後の議会ですので、日程6で、町長から施政方針の説明を受けることとします。

日程6の終了後、町長から提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。
日程7. 議案第46号 斑鳩町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例については、総務常任委員会に付託。

日程8. 議案第47号 斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例についても、総務常任委員会に付託。

次に、日程9. 議案第48号 斑鳩町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例については、厚生常任委員会に付託。

日程10. 議案第49号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。

日程11. 議案第50号 斑鳩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。

日程12. 議案第51号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。

日程13. 議案第52号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。

日程14. 議案第53号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。

日程15. 議案第54号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）については、総務常任委員会に付託。

日程16. 議案第55号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、厚生常任委員会に付託。

日程17. 議案第56号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についても、厚生常任委員会に付託。

日程18. 議案第57号 令和7年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についても、厚生常任委員会に付託。

日程19. 議案第58号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）については、建設常任委員会に付託。

日程20. 同意第15号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程21. 報告第12号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）から、日程25. 報告第16号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）までの5議案は、報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けることとします。このうち、報告第13号と報告第14号の2議案、報告第15号と報告第16号の2議案につきましては、それぞれ同一事故にかかる関連した議案でございますので、これまでの例により、一括議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

報告第13号と報告第14号、報告第15号と報告第16号については、それぞれ一括議題とすることとします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認しましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いします。

なお、初日にお諮りする同意第15号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、12月議会等の感染症予防対策について相談させていただきます。

12月定例会等の感染症対策については、前回と同様の対策とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

12月定例会等の感染症対策については、前回の議会等と同様の対策とすることを確認しておきます。

以上で、(1) 令和7年第5回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに5件の陳情書等をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

はじめに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願います。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、これまでに提出を受けました5件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

1点目、斑鳩町下司田池の「消防水利」については、9月30日に、旭ヶ丘自治会 吉兼信夫氏が来庁され、受け取ったものです。

陳情の趣旨は、1. 下司田池は消防水利の標識がある池のため、減水せず一定水量を確保すること。2. 消防用水として洪水吐等の修理をすること。3. 消防水利の標識を誰が立てたかを調査すること。4. 東堤のボーリング再調査をすること。5. 意見の斜面に繁茂する木の伐採することをお願いしたいとのことです。

2点目、要請と懇談への協力のお願いと趣意書についてでございますが、令和7年10月6日に、奈良県教職員組合 執行委員長 新子和久氏より郵送されてきたものです。陳情書の趣旨は、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障するため、少人数学級の実現や教職員増など、さまざまな教育環境整備が必要であると考えており、意見書の提出や懇談の時間をもちたいとのことです。

また、①少人数学級のさらなる前進②教職員未配置問題の改善③特別支援学校の過密解消及び特別支援学級の学級編成基準の改善④高校授業料の無償化、給付奨学金制度の確立⑤学校給食の無償化、以上5つの項目について政府に意見書を提出されたいとのことです。

さらに、当町における教職員の1年単位の変形労働時間制の導入を行わないことについても要望されています。

なお、奈良県教職員組合からは、本陳情と同じく少人数学級の前進や教職員への1年単位の変形労働時間制の導入を行わないこと等について、令和3年9月27日にも陳情書が届いており、その時は配布にとどめております。

3点目、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願いについては、一般社団法人 日本教材備品協会会長 大久保昇氏から郵送されてきたも

ので、10月31日に受付けをしたものです。

内容としましては、教材整備指針に基づき、学校教材の安定的かつ計画的な整備を、首長と教育委員会が協議・調整いただき、より一層推進いただきますようお願いいたします、というものでございます。

本要望と同じ内容のものは、昨年度も届いており、その時は配布にとどめております。

教育委員会総務課に確認しましたところ、こちらの文書は届いておりませんが、教材備品について、必要に応じて予算計上をしているとのことでございます。

4点目、全日本年金者組合の市町村への要請書については、全日本年金者組合奈良県本部 執行委員長 西本信一氏から郵送されてきたもので、11月12日に受付けをしたものでございます。

陳情の趣旨は、当組合は、年金の引上げなど、高齢者が安心して暮らせることを目指して運動している団体で、来年度予算の編成にあたり、以下の点について審議に加えることを要請されています。

1. 年金については、マクロ経済スライド制度を廃止し、物価高騰を上回る支給額に引き上げること等の意見書の提出など、2. 介護保険事業については、介護保険料の国庫負担引上げや、介護保険利用料の2割負担増などの中止を求める意見書の提出など、3. 加齢性難聴者のための施策については、補聴器購入に国民健康保険の適用を求める意見書等の提出や補聴器購入助成制度の改善など、4. 医療制度については、後期高齢者医療費の全世代3割化のねらいの中止、健康保険証のナンバーカード化中止等の意見書の提出など、5. 高齢者が住みやすい街づくりをめざしてについては、バス路線運営に関する国の援助や、公園、JR奈良駅へのベンチの設置など、6. 防災対策については、防災対策部署の人的配置の充実や耐震化の対する国の財政援助等の意見書の提出などであり、以上6項目についてについて、要請されています。

5点目、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書は、宇井淳氏から郵送されてきたもので、11月17日に受付けをしたものでございます。

陳情の趣旨は、新型コロナワクチンの安全性の検討が不十分であると考え

るため、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止すること。また、この陳情を委員会で取扱う場合は、審査結果を議会だより等に掲載し、広く住民へ周知をお願いしたいとのことです。

以上、これまでに提出を受けました5件の要望書についての概要でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、本日、この取扱いについて委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、目を通していただく時間を確保するため、暫時休憩します。

（ 午前9時14分 休憩 ）

（ 午前9時24分 再開 ）

委員長 再開します。

それでは、斑鳩町下司田池の「消防水利」についての取り扱いについて、委員皆様のご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これは新たに要望してこられたということで、付託して、議員が把握するという事は大事だと思いますんで、付託するという事でどうでっしゃろ。

委員長 伴委員。

伴委員 私は以前からも町の方向性というのは出ているん話やと私は認識していますんで、その中で違った方向性からの話ですけども、町のこれからどうしていくかというのは決まっている話なんで、これは配布にとどめたらというふうに思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私も町として防災を備えた公園にするという方向決まっていますので、町に

も同じような文書出ているということですので、町の方で決めて、検討してもらった方がいいと思います。

委員長 井上委員。

井上委員 私も方向性を決めてもらってからのほうがいいと思います。

委員長 奥村委員と溝部委員はいかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員 町としてしっかりと方向性を、要望の依頼者の方にご説明をするということで、町の姿勢をしっかりと決めていただきたいということで、それからの方向性ということで。

委員長 付託か配布どちらでしょうか。

奥村委員 町の姿勢を待ちたいと思います。

委員長 じゃあ保留ということで。

奥村委員 はい。

委員長 溝部委員。

溝部委員 町の方にも出ているというところで、前回この議論があったものを読み返してみたときに、認識が違うところがあるかなと思いますので、町の判断で決めていただいて、進めていただけたらと思いますので、配布という形でさせていただきますらと思います。

委員長 保留の方もいらっしゃいますけど、配布という意見が多いんですけど、今休憩中にも意見交換されてましたけども、やっぱり、確認すべきところは付託して確認したほうがいいかなというふうに私は思うんですけども、一定の

町の方向性がありますけども、それに対しても疑問を呈するようなことをおっしゃってますんで、もう1回はっきりさせるということでも、付託してはどうかなと思いますがいかがでしょうかね。 中川議長。

議長 何名かの委員さんが町の方向性は決まっているというような意見も出ましたけど、どない決まっているのか、中途半端な、前の委員会で中途半端な意見やったようにも思うねん。最終的にこんな整備するねんというところまで、おれ聞いてないと思うねん、だからそこらもはっきりと示してもおて、その通りに進めてもらうためにも、再度付託したらいいのではないかと、個人的には思います。

委員長 伴委員。

伴委員 もう1度、雑談させてもらうっていうのは難しいですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時36分 再開)

委員長 再開します。

この間、色々休憩中も含めてご意見出していただきましたけども、改めてこの陳情書につきまして、付託するのか配布にとどめるのか、ご意見お聞かせいただきたいと思います。 伴委員。

伴委員 ひとつのきっかけになると、これが、もう1度、方向性を明確にする。そういう部分があるのかなと、方向性は出ていると、私は思っておったんですけども、もう1度確認させていただくという部分もあるし。それと、きっかけアクションが動いてないという部分もありますんで、今回は付託ということで良いと思います。

委員長 井上委員。

井上委員 私も先ほどと意見が違うんですけども、再確認という形で議会でもんでみるというのも必要かなと思います。付託の方でいいと思います。

委員長 先ほど配布でいいのではないかと、もしくは保留されておられた委員さんもいらっしゃいますけど、今、いろんな意見聞く中で、再度付託しようという意見が増えてきてますけども、いかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 わかりました。もう1回、最終的にきちっと議会としての結論を出すために、方向性を確認するために、付託するという事でいいと思います。

委員長 そうしましたら、付託するほうが良いというご意見でまとめさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。そして付託するとしたら、総務常任委員会ということで確認させていただきたいと思いますが、そういうかたちでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、再度確認させていただきます。

ただいま委員会に付託するというご意見いただきましたが、この件については、委員会に付託して審議するという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そして付託先の委員会につきましては、総務常任委員会ということで確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、この陳情書につきましては、総務常任委員会に付託をさせていただきます。なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加します。

暫時休憩いたします。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時41分 再開)

委員長 再開します。

2点目、要請と懇談への協力をお願いと趣意書について、委員皆様のご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 色々要望されておられますけども、これは全般的なもので、配布でいいのではないかなと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 同感でございます。配布でいいと思います。

委員長 井上委員。

井上委員 同感です。配布でいいと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 配布でいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 配布でよろしいかと思ます。

委員長 そしたら配布でいいというご意見なので、取り扱いとしては、この趣意書、意見書を採択してほしいという部分について、配布にとどめさせていただこうと思うんですけど、懇談を要請されている部分につきましては、ここで判断するというよりも、議長の方で判断していただいて、ご対応いただきたいと思いますが、議長そういう形でよろしいでしょうか。

議長 はい。

委員長 ただいま議題となっております、要請と懇談への協力のお願いと趣意書については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

次に3点目、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願いについて、委員皆様のご意見をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これは理科の教材なんかでも出てきてまして、配布にとどめておりますけれども、それと同じような扱いで、配布にとどめてはどうかと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 私もこれは配布でいいと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 町の方でも対応しているということですので、配布でいいと思います。

委員長 配布でいいのではないかというご意見が多いですが、そういう形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願いについては、各議員に配布にとどめるということで確認しておき

ます。

4点目、全日本年金者組合の市町村への要請書について、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これも配布でいいのではないかなというふうに思います。

委員長 伴委員。

伴委員 これ国の方でもテーマで、議論されている部分が非常に多いので、国の推移を見守って配布でいいと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 同じように、国で検討してますので、配布でいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 国の方で検討している内容ですので、配布でよろしかと思います。

委員長 そしたら配布でいいのではというご意見が多いですが、そのようにさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております、全日本年金者組合の市町村への要請書は、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

5点目、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書について、委員皆様のご意見をお受けいたします。

中川議長。

議長 局長に聞きたいねんけど、これだけ副議長の決裁してないのなんでやろ。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 申し訳ございません、回覧させていただく際に、先にお配りはさせていただいたんですけども、コピーを取るタイミングが早い段階でコピー取っておりました、申し訳ございませんでした。

委員長 きちっと正式な決裁済みの書類として扱うということで確認させていただいてよろしいですか。

(異議なし)

委員長 皆さんいかがですか。 嶋田委員。

嶋田委員 このコロナワクチン強制ではないんで、いらんと思うのであれば受けなくていいので、どういうのかな、配布で良いのではないかなと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 これ非常に専門性が高すぎる、内容が、文章を見てもはっきり言って委員会付託になじまない、これは私らが議論する内容には適さないような感じがしますんで、配布でいいと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 私もこれは厚労省へのことかなと思いますので、配布がよろしいかと思えます。

委員長 そしたら配布というご意見が多いようですので、そのようにさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ただいま議題となっております、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書は、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

以上で、（２）要望書等の取扱いについてを終わります。

総務部長から他に報告等しておくことはありますか。

(な し)

委員長

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくこととします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時48分 休憩)

(午前9時49分 再開)

委員長

再開します。

次に、（３）今年度の検討事項についてを議題とします。

①標準町村議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

前回の委員会では、標準町村議会傍聴規則について、具体的にこうしたらいいという点がありましたら、事前に事務局に伝えていただき、それを踏まえた改正案をつくって、本日審議するということで終わっておりました。

委員みなさんより、提案等はありませんでしたが、本日、資料１で改正案を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則（素案）についてご説明いたします。失礼いたしますが、着席にて説明させていただきます。

資料１、配布させていただいております末尾の「要旨」をご覧くださいませ

すでしょうか。

この改正につきましては、傍聴人の守るべき事項を現在の社会情勢に即した内容に見直すとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点等から、本規則において、所要の改正をおこなうものであります。

1. 主な改正内容といたしましては、(1) 傍聴手続きの見直しとして、傍聴人受付票に記入する事項から年齢を削除します。

(2) 傍聴席への持込禁止物及び入場制限の見直しとして、①他人に危害を加えるおそれのある物の規定を整理します。②議場にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがある物等の携行・着用を禁止します。③年齢等による一律の入場制限(監督の付き添いのない12歳未満等)を撤廃します。(3) 傍聴時に遵守すべき事項の見直しとして、①大声等の列挙を削除し、静粛の保持に関する努力義務へ統合します。②議場にいる者に対する示威的行為を禁止します。③帽子、コート及びマフラーの着用等、品位保持に関する制約を廃止します。④「みだりに席を離れること」の個別規定を削除し、他人に迷惑を及ぼす行為の禁止に統合します。(4) その他条文整理等所要の改正であります。

続きまして、今回の改正案の作成にあたり、ご確認いただきたい点が何点かございますので、説明させていただきます。

新旧対照表ですね。お配りしてい新旧対照表の1枚目をご覧くださいませすでしょうか。表の左側、第7条をご覧くださいませすと思います。

第1号のところに、薄くて申し訳ございませんが、網掛けしているところでございますが、前回の委員会のなかで、禁止する事項等について、例示を追加した方がよいとのご意見の趣旨にのっとりまして、標準傍聴規則にはございませんが、傍聴席への持ち込みを禁止するものとして、傘を追加しております。

標準傍聴規則の解説でも、他人に危害を加えるおそれがあるものとして、長傘を想定しており、また、会議規則で議場に持ち込みできない物として、傘を規定していることから、追加させていただきましたが、傘を追加することにつきまして、ご確認をしたいと思います。

次に、裏面の右側「旧」のほうですね。第5号のほうをご覧くださいませすでしょうか。監督の付き添わない12歳未満の者を削除しております。

ただいております。

議 長 ちょっと寒気するとか、マフラー、コートはわからんでもないけど、部屋の中で帽子かぶるといのはだいたいから遠慮するような気持ちでいてるねんけど、委員さん皆それでええんやったらそれでええねんけど。

委員長 近年、癌の治療されている方なんか、隠すためにとかということで、かぶっていらっしゃるケースもあるんで、そういうことも配慮したものかなというふうに思うんですけど。

ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 長傘つけられて、これ、僕勘違いしてて、今日の席で言うと思ってたんで、一応これは残しとかなあかんものをちょっと言ってみますね。

8月に配っていただいた4ページの改正後のところですね。1 銃器、刃物、棒、その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者と、この時の改正案ではこういうふうになっててんけども、今、長傘、追加ということで、それはそんでええんですけども、僕はハサミ、カッターナイフも加えたらどうかなと思います。

それと、5ページのね、傍聴人の持ち込み禁止、説明のところ、右の方で持ち込み禁止物はなるべくわかりやすいように例示すること、書いてありますんでね、今言うたそれは、そういうふうにしたらどうかなと。これはハサミ、カッターナイフ、法律でいう禁止されている6センチやったかな、7センチやったかな、刃渡り、それ以下のものでもあかんということで付け加えさせてもらいました。

それと7ページの一番下のまんなか、改正後の、ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する、このたすきの後に、ハチマキ等もよくされて、よく見かけますんでね、ハチマキも加入したらどうかなと思います。

それと、9ページ、の削る、現行は第四であったるけども、これ削るとなっているの、こんなん削らんでもええのと違うかなと。持ち込み物でラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、これはやはりあかんものはあかん、相対的にあかんとなったあるけども、具体例としてね、書いてあるんで、

残しておくべきやと。その場合に、この四というのが三に変わるではないかなと思いますね。それと同じページの、酒気を帯びていると認められる、これはさっきの三、残しておくべきものというのであれば、三 酒気を帯びている者と認められる者というのは四に変わると。

そして、11ページ、これ削らんでもええと言った場合には、11ページの2、改正後の2、前項第一号及び第二号が、前項の一から三までと変わってくる。

それから、先ほどおっしゃっていた同じページでね、4 児童及び乳幼児が傍聴席に入ることにはできないと、これを削ると言わはったけども、説明があったけども、保護者同伴でなければ傍聴席に入ることにはできないと変える、4はもう残しておくということです。児童というのは、小学生を児童と言う。乳児がひとりで入ることにはできない、保護者同伴、小学生の場合でも、保護者同伴、ほんで中学生以上、高校生とかは生徒と、一般的に呼んでますわね。そやから、生徒及び、ただし現行のところでは4で、児童及び乳幼児は傍聴席に入ることにはできないを、児童及び乳幼児は保護者同伴でなければ傍聴席に入ることにはできない、ほんでただし生徒及び議長の許可を得た場合はこの限りではないというふうに文言を整理したらどうかと、削るんやなしに。一応そんなところですかね。

委員長 中川議長。

議長 今、嶋田委員おっしゃったハサミ、カッターナイフは刃物には入らへんのかな。というのが1点。それと撮影、録音、この前はスマホにこの機能が入っているから削除すんねんと話していたと思うねん。今の子ども、児童、乳幼児は保護者の、親のかな、言うてはった件について、監督のいない12歳未満を削除することにしてあるやんか、それを残すということでええのかな、その3点。

委員長 最初のハサミ、カッターナイフは刃物に入るんじゃないか。
福田議会事務局長。

議会事務局長　ご質問のハサミカッターナイフでございますけれども、規定の仕方として、例えばでございますが、ハサミ、カッターナイフ等の刃物とか、どういった形で規定していくかということが掲示する場合は議論になるかと思うんですけど、ただ、刃物の法律上の規定の分と、規定にならないものを持ち込んでいいのかどうか、法律の規定にないハサミ等を規定する場合は、どういう表現がいいのかということでご審議をお願いしたいと思います。

委員長　中川議長。

議長　今の説明聞いたら、カッターナイフ、ハサミでも、刃物には属さないものがあるということでええのかな。属さないものがあるのであれば、嶋田委員がおっしゃるように、ハサミ、カッターナイフも明記するべきではないかと思うし、刃物というものに属するのであれば、刃物だけで、今挙げてもおてる部分だけでええのかなと思うし。そういう刃物に当たらないハサミ、カッターナイフがあるのかどうかや。

委員長　暫時休憩いたします。

（ 午前10時05分 休憩 ）

（ 午前10時15分 再開 ）

委員長　再開します。

ほかに委員みなさんで、質疑、質問、ご意見ありましたら、お受けしたいと思いますが、特にございませんか。

（ な し ）

委員長　一応スケジュールとしては、局長に示していただいたように、来年4月1日に施行するというので、最終3月議会で確認できたらなというふうに思いますが、そういうスケジュールでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは①標準町村議会傍聴規則の一部改正については、引き続き議論をさせていただくということで終わっておきます。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究について（議会の動画配信に係る費用について）を議題とします。

前回の委員会で、本日、見積結果について説明を受け、審議するというところで終わっていました。資料2で見積結果を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。 福田議会事務局長。

議会事務局長

それでは、議会の動画配信に関する調査・研究について（議会の動画配信に係る費用について）ご報告させていただきます。

資料2をご覧くださいませでしょうか。

今回、2社から見積りをとった結果、本会議と委員会に、それぞれイニシャルコストと年間のランニングコストに区分して表にまとめております。

なお、今回の見積りは、ライブ中継と録画中継の両方の配信ができる、リアルタイムで文字起こしをして、モニターに字幕を表示するシステムを導入できる条件で作成されています。

まず、A社についてでございますが、本会議におけるイニシャルコストとして、設備改修費で2,226万8,950円、配信・字幕システム分で85万9,980円で、合計2,312万8,930円となります。

次に、年間のランニングコストとして、設備保守分で52万8千円、配信・字幕システム分で231万2,640円で合計284万640円となります。

なお、マイクやカメラや映像配信システムの耐用年数は概ね10年程度のため、10年ごとにイニシャルコストの2,312万8,930円が必要となる見込みとなります。

本会議のイニシャルコストと1年あたりランニングコストの合計は、2,596万9,570円です。

次に委員会ですが、イニシャルコストとして、設備改修分で868万3,950円、配信・字幕システム分で74万8千円で合計943万1,950

円となります。

次に、年間のランニングコストとして、設備保守分は、本会議の保守料に委員会分も含まれているため0円となり、配信・字幕システム分で149万1,600円で、合計149万1,600円となります。

また、委員会分も、イニシャルコストの部分は耐用年数が10年程度のため、10年ごとにイニシャルコストの943万1,950円が必要となる見込みです。

委員会のイニシャルコストと1年あたりのランニングコストの合計は1,092万3,550円です。

以上のことから、A社の場合、初年度には本会議、委員会分の合計で3,689万3,120円が必要となります。

次に、B社です。本会議における設備改修分で4,615万6,479円、配信・字幕システム分で236万5千円で合計4,852万1,479円となります。

年間のランニングコストとして、設備保守分で39万6千円、配信・字幕システム分で382万8千円で合計422万4千円となります。

なお、B社もマイクやカメラや映像配信システムの耐用年数は10年程度のため、10年ごとにイニシャルコストの4,852万1,479円が必要となる見込みです。

本会議のイニシャルコストと1年あたりのランニングコストの合計は、5,274万5,479円となります。

次に委員会ですが、イニシャルコストとして、設備改修分で1,681万8,521円、配信・字幕システム分は本会議のイニシャルコストに含まれているため、0円で、合計で1,681万8,521円となります。

年間のランニングコストとして、設備保守分は、13万2千円で、配信・字幕システム分は本会議のランニングコストに含まれているため、0円で、合計で13万2千円となります。

また、委員会分も、イニシャルコストの部分は耐用年数が10年程度のため、10年ごとにイニシャルコストの1,681万8,521円が必要となる見込みです。

委員会のイニシャルコストと、1年あたりのランニングコストの合計は、

1, 695万521円です。

以上のことから、B社の場合、初年度には本会議、委員会分の合計で6,969万6千円が必要となります。

以上、簡単ではございますが、資料2議会の動画配信に係る費用についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。各委員から質疑、ご意見等あれば、お受けします。 中川議長。

議長 イニシャルコストは10年に1回この額が必要、ランニングコストは毎年この額が必要ということで、今日答えがたぶん出せへんと思うので、一応これを熟読してもおて、次回に回す。

委員長 そのような形でさせてもらおうと思いますが、ちょっと気になったのが、説明の中で、※の1, 2, 3って入れてもらっているんですけども、この注釈がないなと思って。

嶋田委員 これが注釈やろ、含まれているというのが注釈と違うの。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局長 ただいまご指摘いただきました、例えば、※1についてでございます。委員会のランニングコストの設備保守のところ、本会議の議場映像音響整備保守料が含まれているので※1と書いておまして、含まれている場所が上の本会議のランニングコストの設備保守、議場映像音響設備保守料ということで、この標記をどの部分かというのをわかるようにつけさせていただきます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これ合計でね、3,600万と6,900万、倍ほど違うの。これはなん

ですの。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局 今回2社の方から見積もりを取っておりました、中の見積もりに当たっての機器についてはそれぞれの会社で選定した機器となっております。概ねの機能としてはよく似たものと考えておりますけれども、見積りの中で例えば値引きの費用どこまで考えておられるかとか、そういったところは各社それぞれの判断だと思っておりますので、金額に差が出てきているものかなと考えております。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 これは、補助金みたいなんはあるんでしょうか。

委員長 福田議会事務局長。

議会事務局 補助金につきましては、確認はしておりませんが、昨年視察に行った際には、三宅町で田園都市構想の関係でほかの分と含めてされていたということは聞いておりますが、現在こういった補助制度があるかということは確認できない状況となっております。

委員長 できましたら総務部とも連携して、国の補助金が見えるかどうかも一定調べていただけますか。ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、本日は資料を提示させていただいて、目を通していただいて、次回引き続き議論させていただくということで終わっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、②議会の動画配信に関する調査・研究について（議会の動画配信に係る費用について）は、引き続き議論させていただくということで終わっておきます。

次に、③継続審査のあり方についてを議題とします。

前回の委員会で、嶋田委員より、議案の審議の方法として、議員個人が調査するのではなく、町の説明を聞き、また資料等を読んで結論を出すということが書かれた資料が以前あったので、その資料をお探しになるということで、その時点で議論は止まっていたので、資料があったのかどうかについて確認させていただきたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 確かにあったんです、そやけど見当たらない。それと今ひとつ、調査権なり、審査権というのは、委員会に付与された権利であって、個人ではないと、そういうふうなことも書いてあったんですわ。どうも第8版だったとは思わんですけれどもね。その第8版が図書室で見ても載ってない、そやけど確かに見たんやと。

委員長 中川議長。

議長 議員個人にはその調査権というのはないの。

委員長 調査権というのが、いわゆるどういうものなのかによってくると思うんです。委員会での調査権で言うと、例えば参考人を召致して質疑を行うですとか、そういうのは調査権に当たるかと思えますけど、前回のよう議員が個人で住民に聞き取りをするというのが調査権に当たるのかどうかという、それは調査権ではない、外れるんじゃないかなっていうふうには思うんですけど。いわゆる調査権の行使が委員会にしか認められてないのは、そういった制限があるからやというふう思うんですけど。

議長 もう1回嶋田委員言っているやつ、もう1回あるかないか探してもおて、

次回にしときましょ。

委員長 伴委員。

伴委員 ほんなら私らが、役場が持つておられる、ある資料を見たいというのは、調査権に当たるような感じになるわけですか。それをあかんということですか。

委員長 委員会として、正式に資料として提出してくださいと求めるのは調査権に当たると思います。

伴委員 個人はだめ。

委員長 個人で言って見せてくれるかどうかというのは別の話ですね。必要であれば開示請求の制度を利用したり、それでも理事者が出せないと言ったときに、議会としてその委員会としてその資料の提出を求めてということになるのかどうか、そういう段階を踏んでいくのかなと思いますけど。

そうしましたら、議長おっしゃっていただいたように、調査権というのがどういうものなのか、全国の町村議会議長会の事務局などにも確認させていただいて、また次回、改めて議論させていただくということによろしいでしょうか。

委員長 (異議なし)

そうしましたら、③の継続審査のあり方についても引き続き議論をするということで終わっておきます。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から意見等があれば、お受けします。

(な し)

委員長 議長のほうから、何かございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

おつかれさまでした。

(午前10時30分 閉会)